

## 信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせ

このたび、当社では、以下の追加型証券投資信託（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、2020年1月30日をもって信託を終了（繰上償還）（以下「繰上償還」といいます。）すること（以下「当ファンドの議案」といいます。）に関して、2019年10月25日に書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

グローイング・ブラジル株式ファンド

### 2. 繰上償還の提案の理由

当ファンドの受益権の口数は10億口を下回る状態にあり、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと判断されることから、当ファンドの投資信託約款の規定に基づき、繰上償還に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

### 3. 諸手続きについて

2019年9月13日時点の当ファンドの受益者の皆様に対して、後日、当ファンドの議案に関する議決権行使書面を送付いたしますので、書面決議について議決権を行使される受益者の方は、2019年10月24日（必着）までに、議決権行使書面に必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。なお、議決権を行使されない受益者の方は、当ファンドの投資信託約款第46条第3項の規定により、当ファンドの議案について賛成するものとみなされます。

当ファンドの議案が可決（賛成する受益者の方の受益権の合計口数が、2019年9月13日現在の受益権の総口数の3分の2以上）となった場合は、2020年1月30日をもって繰上償還いたします。なお、償還価額は、2020年1月30日に算出されます。

当ファンドの議案が可決され、繰上償還が決定した場合でも、繰上償還までの期間、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金（解約）のお申込みをお受けいたします。

当ファンドは、受益者の方が換金（解約）のお申込みを行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該受益者に対して解約代金が支払われます。

そのため、当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第18条第2項に定める委託者指図型投資信託に該当し、当ファンドの議案に反対された受益者の方が受託会社に対して投信法第18条第1項に定める受益権の買取請求を行なうことはできません。

以上

2019年9月12日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
野村アセットマネジメント株式会社